

燈 光



航路標識協力団体制度の創設

海上保安庁交通部企画課

1 はじめに

令和3年5月25日、第204回通常国会において、「海上交通安全法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立しました。この改正法では、航路標識及び周辺環境を利活用する民間団体等と連携して、地域の実情に応じた航路標識の管理の一層の充実を図る目的で、航路標識法（以下、単に「法律」という。）を改正し、同年11月1日に「航路標識協力団体制度」（以下「制度」という。）を創設しました。本稿では、この制度の概要や航路標識協力団体（以下「協力団体」という。）の指定状況等について紹介します。

2 制度の概要

全国の灯台の中には、灯台を地域のシンボルとして考えて、灯台の敷地の清掃や草刈等の環境美化や、灯台に関する資料の収集、調査、保存、あるいは灯台を

活用した地域イベントの開催といったボランティア活動に取組んでいただいている民間団体等があります。

この制度は、そうした諸活動を通じて、地域の実情に応じ、みずからの費用で自発的に航路標識の維持管理や航路標識に関する知識の普及及び啓発等を行う民間団体等を協力団体に指定することにより、航路標識管理体制の充実や地域の活性化に資することを目的としています。

(1) 協力団体が行う活動

- ① 法律上、協力団体が行う活動は、次のとおりです。
- ② 航路標識に関する工事又は航路標識の維持
- ③ 航路標識の管理に関する調査研究
- ④ 航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤ ①から④の活動に附帯する活動

〔注〕

注1 協力団体の指定は、長官（権限委任）管区海上

（保安本部長）が行います。

注2 協力団体としての活動以外では、「航路標識協力団体」と称して活動を行うことはできません。

(2) 協力団体として活動するメリット

協力団体に指定されると次のメリットが得られます。

- ① 工事等の申請手続きの簡略化
航路標識に関する工事等の申請手続きが簡略化されます。
- ② 活動の実施に関し必要な情報の入手
海上保安庁から、情報の提供や支援が受けられます。
- ③ 収益活動が可能
団体の活動に附帯する活動として、経費を賄う範囲で収益活動を行うこともできます。
- ④ 社会的信用度の向上
国指定の団体として、活動することができます。



環境美化活動



草刈



簡易な点検

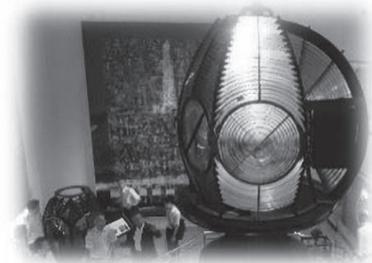
3 主な活動事例

前記2(1)の活動の主な活動事例は、次のとおりです。

- ① 航路標識に関する工事又は航路標識の維持
（例）灯台の錆落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈り、簡易な点検など
- ② 航路標識の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
（例）灯台に関する歴史資料の収集、保管など
- ③ 航路標識の管理に関する調査研究
（例）灯台の歴史調査、構造調査など



灯台の歴史に関する情報の収集活動



灯台の歴史調査



灯台の一般公開



夜間活動



灯台のライトアップ



灯台の歴史等に関する資料館

④ 航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発
(例) 灯台の一般公開、歴史資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催など

⑤ ①から④の活動に付帯する活動

(例) 入場料の徴収、記念品の販売など

(注) 次の活動は、協力団体の指定を受けなくても、これまでどおり継続して活動を行うことが可能です。

○ 清掃、草刈等の小規模な維持活動

○ 愛好者等による個人的な灯台の調査、研究活動

4 制度運用開始に向けた主な取組み

(1) 制度の周知等

改正法が成立してから制度の運用開始まで時間的にも非常にタイトであることから、まずは制度についても多くの民間団体等知ってもらうことが肝要であるとの認識のもと、早速、周知用のリーフレットを作成するなど周知活動の準備を進めました。新型コロナウイルス感染が全国的に蔓延している状況下、周知活動等の足かせとなってしまうことは否めませんが、各管区本部及び各事務所において、これまで庁との協力関係にある団体等を重点的に、制度の概要説明を機会あるごとに実施していただいた努力が報われて、第1回目の募集では、当初想定してた以上の団

体からの申請がありました。

この申請状況については、4(3)募集のとおりです。

航路標識協力団体制度

令和3年11月、航路標識法の改正により、「航路標識協力団体制度」が創設されました。海上保安庁では、航路標識の維持管理等の活動を自発的に行う民間団体等を「航路標識協力団体」に指定し、その活動を支援します。



JCG 海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

航路標識協力団体制度について

航路標識協力団体とは、航路標識法に基づき、管区海上保安本部長が指定した団体であり、航路標識の維持管理等の活動を自発的に行う民間団体等をいいます。

協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことが認められる法人等に対して行います。これにより、海上保安庁と連携して活動を行う団体に位置付けられます。

なお、協力団体としての活動以外では、協力団体として活動を行うことはできません。

航路標識協力団体として活動するメリット

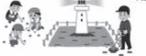
- 工事等の申請手続きの簡略化
航路標識法に基づき、申請手続きが簡略化されます。
- 活動の実施に際し必要な情報の入手
海上保安庁から、情報や支援が受けられます。
- 収益活動が可能
団体の活動に制する活動として、収益活動をすることもできます。
- 社会的信用度の向上
協定の団体として、活動することができ、社会的信用度が向上します。

募集

毎年、募集要項を作成し、募集期間等を定めて公募します。

管区海上保安本部のホームページ等に掲載しますので、募集の時期、方法を確認してください。なお、航路標識協力団体として指定を受けるには、申請資格や審査基準等に適合していることが必要となります。詳しくは、「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」や「募集要項」をご覧ください。また、最寄りの管区海上保安本部や海上保安部等にお問い合わせください。

本制度に関する詳細は、こちらをご覧ください。



周知用リーフレット

(2) 制度に係る基準の制定等

制度創設後、いかに効率的に運用していくことが重要であると思いつつも、いかんせん初めての取組でもあり、手始めとしては、道路協力団体をはじめとする他の分野の制度の現状を把握するなど、手探り状態で制度の運用開始までに整理すべき事項等について確認しながら、順次作業を進めていきました。

① 航路標識協力団体制度に関する検討会

制度を運用していくにあたり、実効性及び公平性を確保するため、「航路標識協力団体制度に関する検討会（座長 中央大学法学部教授 工藤 裕子氏ほか委員5名）」を開催（計2回）し、各分野における専門的知見を得たうえで、協力団体の指定に係る審査基準等について検討しました。

○ 第1回（令和3年7月12日）

議題…1 改正航路標識法

2 灯台をめぐる民間団体等による

活動の実態

3 航路標識協力団体の運用基準

○ 第2回（令和3年9月27日）

議題…航路標識協力団体の審査基準等の運用基準

- 第1回検討会における論点
- パブリックコメント実施結果
- 航路標識協力団体の指定に関する申請方法、運用基準等の手引（仮称）（案）
- 第1回募集の進め方（案）
- 新制度の周知状況



コロナ禍のためいずれもWeb会議

② パブリックコメントの実施

審査基準等を新たに制定する必要があることから、令和3年8月2日から同年9月1日までの間、パブリックコメントを実施し、広く国民から意見をお聞きしました。

③ 航路標識協力団体の指定に関するガイドラインの作成

前記①及び②の結果等を踏まえ、「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」を制定しました。同ガイドラインは、協力団体の指定を受けようとする場合の必要な手続きや、指定後に遵守すべき事項などを規定している手引書です。

④ ホームページの作成・運用

制度の運用開始に併せ、当庁のホームページ（以下「HP」という。）に「航路標識協力団体制度」のコーナーを開設しました。当該HPから、制度のリーフレットや航路標識協力団体の指定に関するガイドライン等入手することができます。



航路標識協力団体制度のHP

お問合せ			
※本制度に関するご質問やお問い合わせは、下記の管区海上保安本部交通部企画課までご連絡ください。 (※第十一管区海上保安本部は「交通企画課」)			
管区本部名	電話番号	管区本部名	電話番号
第一管区海上保安本部	0134-27-0118	第七管区海上保安本部	093-321-2931
第二管区海上保安本部	022-363-0111	第八管区海上保安本部	0773-76-4100
第三管区海上保安本部	045-211-1118	第九管区海上保安本部	025-285-0118
第四管区海上保安本部	052-661-1611	第十管区海上保安本部	099-250-9800
第五管区海上保安本部	078-391-6551	第十一管区海上保安本部	098-867-0118
第六管区海上保安本部	082-251-5111		
(作成:令和3年10月)			

各管区の間合せ先

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/soshiki/koutsuu/post-15.html>

HPのURL



HPのQRコード

(3) 募集

第1回目の募集（令和3年度）は、令和3年11月1日から同年12月24日までの約2か月間行いました。この結果、23団体から全国36の灯台に対して、計40件の申請がありました。

今後、協力団体の募集は、毎年行うこととしていきます。

6 協力団体の指定

23団体から申請のあった40件について、個々に申請資格を確認し、審査基準等に照らし合わせ、厳正に審査した結果、協力団体として指定することに問題がないことを確認し、令和4年（2022年）2月22日、各灯台を管理している管区海上保安本部長が23団体すべてを協力団体として指定し、各団体に指定証を交付しました。

7 指定灯台

第1回目（令和3年度）に指定された灯台は36箇所です。北は北海道から南は沖縄県と、全管区の灯台が指定される結果となりました。

なお、指定した灯台は巻末の位置図のとおりです。

8 おわりに

制度については、まだ産声をあげたばかりですが、この制度により航路標識の維持管理の一層の充実に発展していくとともに、これら協力団体が行う活動が地域活性化に資することが期待されます。

また、これまで全国16の灯台の参観事業をしている（公社）燈光会におかれましても、制度創設の主旨にご理解をいただき、引き続き、全国16の灯台の参観事業を、協力団体として実施していく運びとなりました。

最後に、本稿を通して、関係者の皆様への理解がより深まると幸甚です。

第220202号

航路標識協力団体指定証

航路標識の名称	尻屋埼灯台
指 定 期 間	令和4年2月22日～令和9年3月31日
氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名	公益社団法人 燈光会 会長 斎藤 周二 東京都目黒区青丘1丁目14番9号西側ビル9F
活動（業務）の内容	1 工事又は修繕に関する活動 (1) 灯台敷地の草刈、清掃等 (2) 難航点点検 ほか 2 難航点位置情報の収集、提供に関する活動 3 調査研究に関する活動 4 知識の普及及び啓蒙に関する活動 (1) 灯台の一般公開 (2) 望遠鏡等の貸出、寄贈活動 ほか 5 上記の活動に附帯した活動 (1) 入館料等の徴収 (2) 記念品等の販売

航路標識指定7条第1項の規定に基づき、航路標識協力団体に指定する。

令和4年2月22日
第二管区海上保安本部長



航路標識協力団体指定証

(指定番号：第220202号)

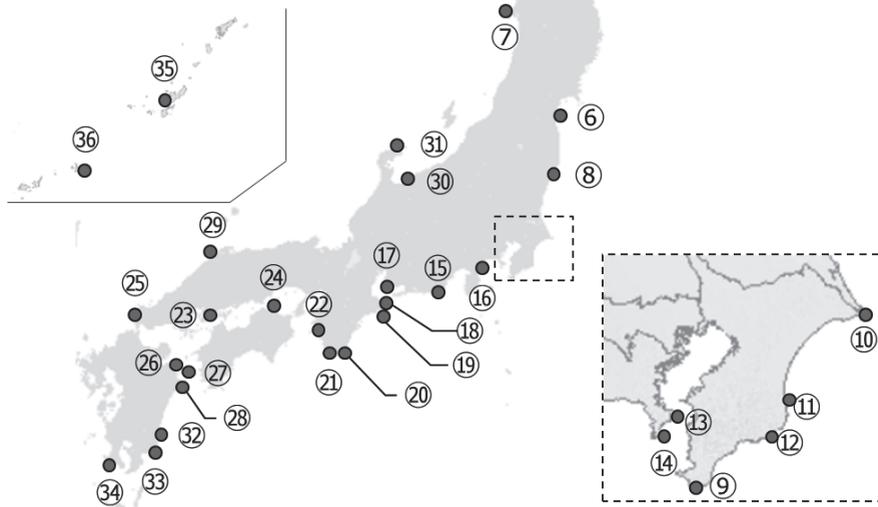
(尻屋埼灯台、(公社)燈光会)

航路標識協力団体一覧表

番号	航路標識協力団体の名称	航路標識協力団体の所在地	航路標識の名称	航路標識の所在地	担当する管区本部及びその事務所	
					管区本部	事務所
1	一般社団法人 北海道江差観光みらい機構	北海道檜山郡江差町	鵠島灯台	北海道檜山郡江差町	第一管区 海上保安 本部	函館海上保安部
2	一般社団法人 石狩観光協会	北海道石狩市	石狩灯台	北海道石狩市		小樽海上保安部
3	公益財団法人 知床財団	北海道斜里郡斜里町	宇登呂灯台	北海道斜里郡斜里町		紋別海上保安部
4	公益社団法人 燈光会	東京都港区	尻屋埼灯台	青森県下北郡東通村	第二管区 海上保安 本部	八戸海上保安部
5	八戸市	青森県八戸市	鯨角灯台	青森県八戸市		宮城海上保安部
6	一般社団法人 セツ浜町観光協会	宮城県宮城郡セツ浜町	花淵灯台	宮城県宮城郡セツ浜町		秋田海上保安部
7	公益社団法人 燈光会	東京都港区	入道埼灯台	秋田県男鹿市	第三管区 海上保安 本部	福島海上保安部
8	公益社団法人 燈光会	東京都港区	塩屋埼灯台	福島県いわき市		千葉海上保安部
9	公益社団法人 燈光会	東京都港区	野島埼灯台	千葉県南房総市		千葉海上保安部
10	公益社団法人 燈光会	東京都港区	犬吠埼灯台	千葉県銚子市	銚子海上保安部	
11	NPO太東埼燈台クラブ	千葉県いすみ市	太東埼灯台	千葉県いすみ市		
12	勝浦市	千葉県勝浦市	勝浦灯台	千葉県勝浦市		下田海上保安部
13	公益社団法人 燈光会	東京都港区	観音埼灯台	神奈川県横須賀市	清水海上保安部	
14	観音灯台サポーター	神奈川県川崎市	観音灯台	神奈川県三浦市		
15	公益社団法人 燈光会	東京都港区	初島灯台	静岡県熱海市		鳥羽海上保安部
16	公益社団法人 燈光会	東京都港区	御前埼灯台	静岡県御前崎市	第三管区 海上保安 本部	
17	一般社団法人 美浜まちらボ	愛知県知多郡美浜町	野間埼灯台	愛知県知多郡美浜町		
18	公益社団法人 燈光会	東京都港区	安乗埼灯台	三重県志摩市		三重県志摩市
19	志摩市灯台活用推進協議会	三重県志摩市	安乗埼灯台	三重県志摩市	三重県志摩市	
20	公益社団法人 燈光会	東京都港区	大王埼灯台	三重県志摩市		
21	志摩市灯台活用推進協議会	三重県志摩市	大王埼灯台	三重県志摩市		第五管区 海上保安 本部
22	和歌山県立串本古座高等学校	和歌山県東牟婁郡串本町	櫻野埼灯台	和歌山県東牟婁郡串本町	和歌山県東牟婁郡串本町	
23	公益社団法人 燈光会	東京都港区	潮岬灯台	和歌山県東牟婁郡串本町		
24	特定非営利活動法人 日ノ岬・アメリカ村	和歌山県日高郡美浜町	紀伊日ノ岬灯台	和歌山県日高郡日高町		第七管区 海上保安 本部
25	大崎上島町観光協会	広島県豊田郡大崎上島町	中ノ鼻灯台	広島県豊田郡大崎上島町	第八管区 海上保安 本部	
26	公益財団法人 高松観光コンベンション・ビューロー	香川県高松市	高松港玉藻防波堤灯台	香川県高松市		
27	公益社団法人 燈光会	東京都港区	角島灯台	山口県下関市		第十管区 海上保安 本部
28	大分市関崎海星館指定管理者 大分エージェンシー株式会社	大分県大分市	関埼灯台	大分県大分市	第十一管区 海上保安 本部	
29	佐伯市	大分県佐伯市	水ノ子島灯台	大分県佐伯市		
30	佐伯市	大分県佐伯市	鶴御埼灯台	大分県佐伯市		第十三管区 海上保安 本部
31	公益社団法人 燈光会	東京都港区	出雲日御崎灯台	島根県出雲市	第十四管区 海上保安 本部	
32	日御崎を美しくする会	島根県出雲市	出雲日御崎灯台	島根県出雲市		
33	黒部市	富山県黒部市	生地鼻灯台	富山県黒部市		第十六管区 海上保安 本部
34	漁村文化ミュージアムIKUJI協議会	富山県黒部市	生地鼻灯台	富山県黒部市	第十七管区 海上保安 本部	
35	狼煙観光協会	石川県珠洲市	祿剛埼灯台	石川県珠洲市		
36	大島プロジェクト会議	宮崎県日南市	鞍埼灯台	宮崎県日南市		第十九管区 海上保安 本部
37	公益社団法人 燈光会	東京都港区	都井岬灯台	宮崎県串間市	第二十管区 海上保安 本部	
38	NPO法人 坊津やまびこ会	鹿児島県南さつま市	坊ノ岬灯台	鹿児島県南さつま市		
39	公益社団法人 燈光会	東京都港区	残波岬灯台	沖縄県中頭郡読谷村		第二十二管区 海上保安 本部
40	公益社団法人 燈光会	東京都港区	平安名埼灯台	沖縄県宮古島市	那覇海上保安部	
					宮古島海上保安部	

航路標識位置図

番号	標識名	番号	標識名	番号	標識名	番号	標識名
①	かもめしま 鷗島灯台	⑬	かんのんさき 観音埼灯台	⑳	つしま 角島灯台	㉑	ろっこうさき 祿剛埼灯台
②	いしかり 石狩灯台	⑭	つるぎさき 劔埼灯台	㉒	せきさき 関埼灯台	㉓	くらすき 鞍埼灯台
③	うとろ 宇登呂灯台	⑮	おまえさき 御前埼灯台	㉔	みずのこしま 水ノ子島灯台	㉕	とみさき 都井岬灯台
④	しりやさき 尻屋埼灯台	⑯	はつしま 初島灯台	㉖	つるみさき 鶴御埼灯台	㉗	ほうのみさき 坊ノ岬灯台
⑤	さめかど 鮫角灯台	⑰	のまさき 野間埼灯台	㉘	いづもひのみさき 出雲日御埼灯台	㉙	ざんばみさき 残波岬灯台
⑥	はなぶち 花淵灯台	⑱	あのりさき 安乗埼灯台	㉚	いくぢはな 生地鼻灯台	㉛	へんなさき 平安名埼灯台
⑦	いゆうどうさき 入道埼灯台	⑲	だいゆうさき 大王埼灯台				
⑧	しおやさき 塩屋埼灯台	⑳	かしのさき 榎野埼灯台				
⑨	のじまさき 野島埼灯台	㉑	しおのみさき 潮岬灯台				
⑩	いぬぼうさき 犬吠埼灯台	㉒	さいひのみさき 紀伊日ノ御埼灯台				
⑪	たいとうさき 太東埼灯台	㉓	なかのはな 中ノ鼻灯台				
⑫	かつら 勝浦灯台	㉔	たかまつこうたまも 高松港玉藻防波堤灯台				



航路標識協力団体指定証の交付

七尾海上保安部交通課

いまさらでもないのですが全国各地には歴史的な灯台が多く存在し、またそのような灯台は地元の方々からは愛着をもたれ、大切な存在となっているものも少なくありません。

七尾海上保安部管内には、明治、大正時代に建設された歴史ある灯台は猿山岬灯台（初点 大正9年11月15日）、能登観音埼灯台（初点 大正3年1月27日）、そして禄剛埼灯台（初点 明治16年7月10日）の3基があります。

中でも禄剛埼灯台は、当部から車で2時間強かかる石川県珠洲市狼煙町に所在していますが、町名のおり古くから狼煙を焚いて船の航行の安全を守ってきた地であり、建設当時の石造り様式で2等不動レンズがそのまま活用されている貴重な灯台です。

この様に長い歴史があり、また今では著しい過疎化となっている灯台直下の狼煙町にとっては、重要な観光施設として、大変な愛着をもっていただいている灯台で、当部では毎年のように1回または数回にわたり

一般公開を行っていました。

しかし、近年の新型コロナウイルス感染防止を考慮し、令和3年の一般公開は中止も考え狼煙観光協会に相談に向いたのですが、協会の方から

「禄剛埼灯台は我々にとつては大切な観光の目玉となっております。灯台様なんか一般公開をやってもいいのでしょうか？」と言われてしまい、『うーん。灯台様と言われてしまったらなんとかしないと…』となり、ゴールデンウィークには新型コロナウイルスの感染防止対策を一番に、一般公開を行う計画をしました。しかしゴールデンウィークの一般公開は誠に残念ながら、新型コロナウイルスには勝てず、民宿への宿泊客がほとんど見込めないとのことで中止としました。（11月3日は一般公開を行いました。）

このような状況下の中、「狼煙観光協会を航路標識協力団体に指定してはどうだろうか？」との話を持ち上がり、狼煙町まで出向き協力団体について説明したところ、「是非やらせて下さい。全てお任せします。」との快諾がありました。

ちよつと面食らった感もありましたが、逆にこのような方々を裏切つてはいけなとの神妙な気持ちもなつた次第です。

その後は第九管区海上保安本部企画課の方に協力をお願いしたいうえで事務手続きを進め、令和4年2月22日、狼煙観光協会は第九管区海上保安本部長から航路標識協力団体として指定をいただきました。

ここで少し狼煙観光協会の紹介をしますと、同協会は能登半島の先端で禄剛埼灯台直下に所在する人口約2000人の半農半漁の狼煙町で、民宿や観光業を営んでいる方達で構成されており、高齢な方10人弱の小規模な団体です。発足は昭和35年頃との事で、昔から灯台に親しみや好意を持ち、近年では奥能登国際芸術祭での禄剛埼灯台プロジェクトエクションマップピングや当部が行う一般公開の手伝いをしてもらっています。

指定証の交付式については、是非観光協会の方々にも披露する意味もあり、何か皆さんが集まる機会が良いのではとの事で、3月5日の観光協会の定例総会にて行うこととし、これらの事を当部部长に報告したところ、「そんなにお世話になってるのであれば、指定証の交付式は私が行きます。」と言っていました。

交付式当日は、部長からも日頃の禄剛埼灯台への美化活動や異常時の連絡に対し謝意がのべられ、その後粛々と指定証が交付されました。

交付式の後の雑談で観光協会の方々からは、「これ



指定証の交付



井淵観光協会会長と矢鳥七尾部長
(記念に贈呈した、禄剛埼灯台の写真)

からは学校の子供らにも、もっと灯台を見てもらわんとダメやな」とか、「また一般公開一緒にたのむわ!」等の意見が出され、また「この辺りの地区で、最初にテレビが入ったんは灯台やったわ。そんで俺っちゃ子供の時に、美智子様のご結婚式のパレードを灯台のテレビで見たんやわ」とか、「昔は灯台守がおって、鍵もかかったらんかったから、灯台の上まで登って遊んどったんや」等々の昔話を聞くことができました。

最後となりましたが、七尾海上保安部では、今後も狼煙観光協会など灯台を大事に思っている方々と連携をとり、航路標識に関する知識の普及や啓発活動を行うっていくこととしています。



鞍埵灯台で実施できた場合のイメージ

指定証に華を添えて

航路標識協力団体指定証交付式

成功の力ギは!!

宮崎海上保安部



宮崎海上保安部は、3月13日(日)に道の駅なんごうに於いて、大島プロジェクト会議に対し航路標識協力団体指定証の交付を行いました。

当初、交付式については、おおしまイキキ気粋協議会主催の大島体験ツアーに合わせ、鞍埵灯台で行い、交付式終了後、本ツアーに参加者に鞍埵灯台の一般公開を実施するほか鹿児島航空基地所属機によるローパス披露を計画していました。

しかしながら、日南市の担当者から大島の市道が崩れているため、灯台でのイベントは実施できないと交付式の10日前に連絡があり、雨天等ツアー中止に備え調整していた、鞍埵灯台を一望できる道の駅なんごうにて開催することとなりました。

交付式については、開催場所に関わらず、「指定証1枚」を交付するだけでなく、「式を盛り上げた」との交通課職員の思いがあり、各職員知恵を振り絞り、

「大島プロジェクト会議が今回の指定で単独で一般公開が可能となる」「灯台の鍵を渡す」「鍵のレプリカの作成はどうか？」という案に辿り着きました。鍵のレプリカは、ゴルフの賞品によくある車のキーをイメージし、作ることとなりました。

早速、設計担当の職員が図面作成に取り掛かったのですが、普通の鍵ではインパクトがなく四苦八苦していたところ、交通課長から「鍵を持つ部分を灯台にしたらどう？」という一言で、一気に完成予想図が膨らみました。レプリカの図面作成



型紙を作成する職員



が完了し、「安くて、目立つものを！」をモットーに製作に取り掛かり若手職員が中心に作業することになりましたが、材料選びについても一苦労がありました。一苦労とは、固い材質であれば加工がし難いが頑丈にできあがる、軽い材質であれば加工がしやすいが折れてしまう可能性があるというものです。結局、施工性から軽い材料を選択し製作に取り掛かったのですが、途中で折れてしまうのではないかとヒヤヒヤしながら、カッティングや塗装を行い、完成したのは、交付式開催の2日前とギリギリでした。

交付式当日は、大島プロジェクト会議に対し、日南市長から祝辞が述べられ、当会議会長からも「鞍埼灯台を観光資源として更なる大島の活性化を図りたい」旨の発言があり、交付式が粛々と執り行われましたが、大島プロジェクト会議会員や日南市担当者の目を一番に引いたのが、宮崎海上保安部長から相互協力の象徴として手交された鍵のレプリカでした。

交付式後は「この鍵で灯台が開くんだよね?」、「鍵といっしょに写真を撮ってくれ!」など、大盛り上がりでした。

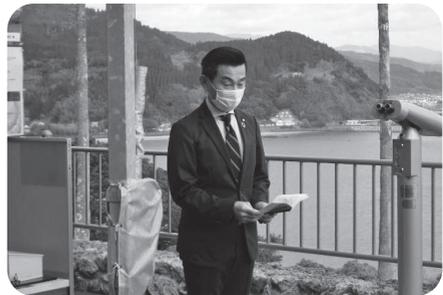
今回の交付式に灯台の一般公開や航空機のローパス披露が加われば最高のものでありましたが、一番苦労して作成した鍵を喜んでいただいたので、交通課職員一同、言葉では表せない達成感を感ずることができました。



宮崎海上保安部長から航路標識協力団体指定証及びレプリカキーの交付



マスコミへ鞍埼灯台の魅力を伝える
宮崎海上保安部長



日南市長から大島プロジェクト会議へ祝辞



鞍埼灯台を一望できる道の駅なんごうでの記念撮影

明治の灯台の話(69)

ふたおいしま

蓋井島灯台

灯台研究生

最後の明治期灯台

明治45年7月30日、明治天皇が崩御され、元号は大正に変わります。その15日前の明治45(1912)年7月15日、最後の明治期灯台となる蓋井島灯台が点灯開始します。明治45年の通信省告示第六百八号の点灯の告示は次のとおりです。

山口県長門國豊浦郡蓋井島へ左記ノ燈臺ヲ建設シ本年七月十五日以降毎夜點火ス

明治四十五年六月二十六日

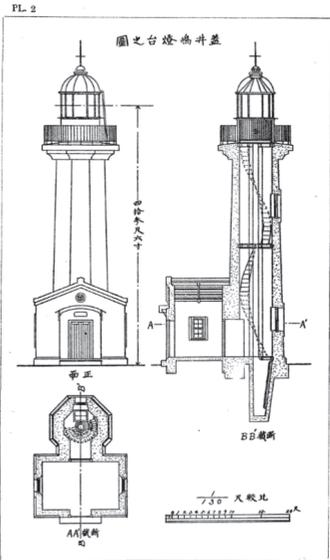
通信大臣 伯爵 林董

蓋井島燈臺

一位 置 北緯三十四度六分 東経百三十度四十六

分五十秒(水路部出版第二百一號海図)

一構造及着色 コンクリート造八角形 白色



図一 蓋井島灯台之図 (航路標識管理所第五年報)

一自基礎至燈火高 四丈三尺四寸(約13.2メートル)
 一自水面至燈火高 三十二丈七尺(約99.1メートル)
 一等級及燈質 第四等連閃白色、毎二十四秒時ヲ隔テ
 テ十六秒時間二三連閃光ヲ発ス

一明 弧 略

一燭 光 数 三萬

一光達距離 晴天ノ夜二十五哩半(約47キロメートル)

蓋井島灯台を設置した理由については、航路標識管理所第五年報(大正5年11月刊行)に次のとおり明記されています。

○蓋井島燈臺

新設ノ事由

本標識位置ハ 長門國豊浦郡観音崎西方四裡餘ノ沖ニアル蓋井島ノ南端ニシテ 下関海峡西口外ノ重要標識地ニ當リ 該海峡ヨリ本州北海岸及ビ朝鮮各港間ヲ来往スル船舶殊ニ関釜連絡船ノ最モ燈標建設ヲ切望スル處ナリ依テ本標ヲ新設セリ

下関と韓国釜山を結ぶ関釜フェリー、その前身となる関釜連絡船から、蓋井島灯台の設置に対し、強い要望が出されていたと記されています。

関釜連絡船

は、蓋井島灯台が出来る7年前の明治38(1905)年9月、山陽鉄道が鉄道連絡船として開業しました。同年12月に国有化され、明治43(1910)年の韓



図-2 関釜フェリー航路と蓋井島

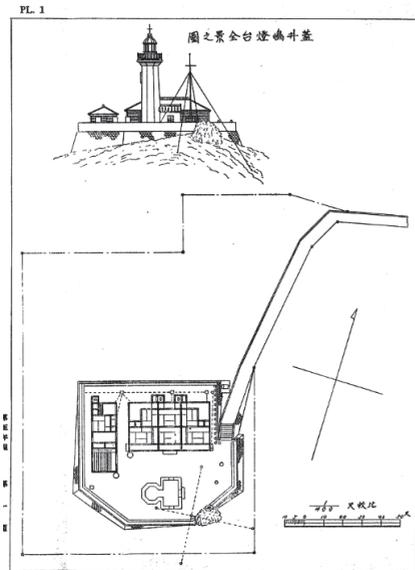


図-3 蓋井島灯台全景之図
(航路標識管理所第五年報)

国併合を背景に、大陸へ進出する日本の大動脈としての役割を果たしていきます。蓋井島灯台は、日本の大動脈となる航路の指標として設置されていたようです。前記の第五年報には、図1と図3が添付され、蓋井島灯台の詳細と工事期間が次のとおり記されています。

敷地約百四十六坪ヲ水面上二百八十四尺ノ高サニ平坦ニ開墾シ 燈臺吏員退息所 物置所等ヲ配置シ 敷地周囲ニ煉石塀ヲ繞ラシ 構内空地ハ敷磔及伏芝ヲ施シ 門前ヨリ海濱へ道路ヲ開通シ 又海濱ニ木造船小屋ヲ設ケ 海岸民家附近ニ井戸ヲ掘鑿シ 家形ヲ設ク

燈臺ハ 混凝土造八角形白色ニシテ 基礎ヨリ燈火

ニ至ル高サ四十三尺四寸 塔身側壁及地下回轉機械重

錘垂下孔並附屬室側壁共 混凝土ニテ蓄積シ 塔中央

ニ鍊鐵製圓筒形重錘孔ヲ建テ 二階ニ画シ 各階ニ鐵

製廻旋梯子ヲ架シ 附屬室屋根ハ亜鉛引鐵板ヲ以テ葺

キ 各入口及窓ハ木枠ヲ嵌メ 硝子戸又ハ板戸ヲ建付

ク 塔側壁上ニ鑄鐵製胴壁ヲ据付ケ 之レヲ燈室トス

而シテ該壁上ニ鐵製燈籠ヲ冠シ 燈光発射面ハ厚玻璃

板ヲ以テ張り覆ヒ 又該壁周囲ニ外縁ヲ設ケ 鐵手欄

ヲ繞ラス 本工事ハ明治四十四年五月二十日起工 四十五年六

月九日竣工 同年七月十五日ヨリ點火セリ

難解に見える説明をよく読むと、現在の蓋井島灯台の灯塔が、この説明内容とほぼ一致し、当時のまま残されていることが分かります。

明治44年5月15日付の燈台公報第129号には、蓋井島灯台起工直前の時期の2名の出張発令記録が見られます。

技手 中林 卓信

書記 飯野 眞

山口県下へ出張ヲ命ス

明治44年5月9日

この一年後、技手「中林卓信」が出席した蓋井島灯台落成式の様子が、明治45年7月3日付燈台公報第141号に次のとおり記されています。

○蓋井島燈臺落成式概況

長門國蓋井島ニ燈臺建築中ノ處 之方竣工ヲ遂ケタルヲ以テ 同島有志者竝ニ青年會ハ 落成式ヲ舉行スルコトトシ 式場ヲ燈臺構内ニ設ケ 且式場粧飾等一切ノ準備ヲ了シ 六月五日午前十時開會ノ式ヲ舉ゲ看守吉田三省島民ヲ代表シ 開會ノ辞ヲ述ベ 建築主任技手中林卓信航路標識管理所長ノ祝辞ヲ代読シ 次テ看守田中金次郎ノ祝辞 来賓村長有志者ノ祝辞 終ニ蓋井島區長周防米蔵ノ答辞アリ 午後一時式ヲ終リ来賓有志等一同ハ 燈臺應接室ニ於テ祝盃ヲ舉グ 當日来賓ノ重ナルモノハ村長、役場吏員、警察官等ナリ 尚此ノ盛典ニ集合セルモノハ實ニ貳百名ニ達シ 本島未曾有ノ盛況ナリシト

蓋井島未曾有の大盛況となつた蓋井島灯台落成式に

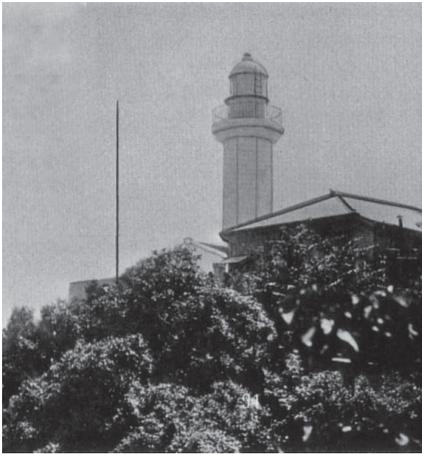


写真-1 蓋井島灯台と灯台退息所
(写真で見る灯台文化九十年より)

は、「田中金次郎」と「吉田三省」の2名の灯台看守が出席しています。この2名は、蓋井島灯台の初代灯台長(首員)と初代看守であったことが、明治45年4月8日付燈台公報第139号の転勤辞令から確認できます。田中灯台長は、この後大正5年8月まで異例の長期に渡り蓋井島灯台長を務めています。吉田氏はその後すぐに退官していた事実が、大正元年11月4日付同公報第四号に見られます。吉田氏は、暦年の燈台公報によれば、明治40年4月に横浜の養成所を卒業後、劔埼灯台、九州の大立島灯台、古志岐島灯台、烏帽子島灯台と九州の離島の灯台勤務を経て、蓋井島灯台に最初

の職員として赴任しています。燈台公報第四号には、5年間の勤務の事実と退官賜金(退職金)55圓が支払われた事実のみ記され、退官の理由までは書かれていません。同第三号には、吉田氏の後任に部埼信号所に勤務の「水野孝直」が10月1日付で命じられています。その3年後、水野氏が菅島灯台転勤の辞令を受け、蓋井島を離れる際の様子を、燈光大正4年4月号(創刊号の次号)に掲載の同氏が記した「転勤旅行の記」に次のとおり見られます。

転勤辞令を受けた、旅行の準備も出来た、島民が大勢来て荷造りをしてくれた為である、愈々代員が来た午後七時頃であらう、直ちに出発もならんから翌日の事に決定した、蓋井島は陸地へ近い所で六海里もあるので中々容易なことではない、夜が明けた出発せねばならぬ、何だか頭が重い、気抜けがした様だ、島民の送別會やら、看守長の馳走やらで、餘り酒を強いられた為であらう、亦旅行の心配やらで一睡もしなかつた為もある、僕が波止場で島民に別れる時、老若男女総出だ、凡そ二百人もあらう、何だか泣いて居る人もある、僕も涙が出た、船が出ると云ふから、一場の挨拶をした、こんな事を云った覚えがする。

諸君 余は此に官命に依り 親愛なる諸兄姉と別る、に望み 轉た感慨なきを得ず 三ヶ年近く諸君に御交際を願ひ 一方ならぬ御厚意に預り謝するの辞なし 願わくば身は遠く離る、とも 志は相密接して過不及を補ひ 所謂月にも花にも苦にも楽にも共にせんことを願ふと云ふたら、一同が万歳万歳と叫んだ、船が遙かの沖に出るまで、皆波止場に見送り居て、別れを惜しんでくれた様である。

転勤の荷造りをしてくれたり、島民総出の涙の見送りなど、灯台職員と島民が親密に交流していた事実が



写真-2 山腹の蓋井島灯台と
現在の蓋井島港
(令和元年5月撮影)

明確に読み取れます。この翌年8月、初代灯台長として5年以上も蓋井島に居た田中金次郎氏が転勤する際には、記録は残されていませんが、蓋井島未曾有の大送別会であったことが容易に想像できます。

灯台レンズの銘板

前記の航路標識管理所第五年報には、設置当初の蓋井島灯台の灯器と回転機械について、図4が添付されるのとおり紹介されています。

灯器及回転機械ハ 燈室牀上ニ据付ク 即チ第四等白色三連閃光折射玻璃ヲ水銀槽臺上ニ装置シ 中央ニ六百燭光「チャンス」式石油蒸発白熱燈ヲ取付ケ 回転機械ニ依リ回転閃光ヲ照射ス

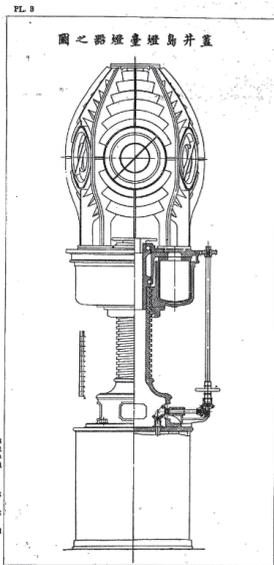


図-4 蓋井島灯台燈器之図
(航路標識管理所第五年報)



写真-3 蓋井島灯台の
レンズの銘板
(令和3年10月撮影)

ここに記された第四等三連閃光レンズは現在、島内の蓋井小学校で展示保管されています。蓋井島灯台の灯器は、昭和26年にチャンス式石油灯器が電球に変わりました。令和3年3月に現在の高光度LED灯器になっています。100年以上も使われたレンズは、この時撤去され、蓋井小学校へ譲与されました。このレンズには、製作会社の英国チャンスブラザーズ社の小さな銘板が、レンズ支柱（固定金具）に残されています（写真3）。

灯台のレンズには、このような製作会社の銘板が取り付けられているものが数多く見られます。その形状は製作会社や年代により異なります。次頁は、その銘板の一例です。

銘板の形状は、ほとんどが四角形で、蓋井島灯台のような楕円形たいえんけいのものは極わずかしが残されています。特徴ある平館灯台たいかどのものが、愚生が確認した最も古い製作会社銘板です。レンズは現在、福島県塩屋崎灯台の灯台記念館に展示されています。銘板の取り付け位置は、レンズの台座や反射鏡の裏面、灯器保守用の開閉扉にあるものが多く、蓋井島灯台のようなレンズ支柱にあるものは、静岡の清水灯台との2例しか確認できていません。

平館灯台以前のレンズには銘板の代わりに、レンズの台座や固定金具に会社名等が刻印されています。ただし、明治期の無等級の小型レンズには、刻印も銘板もありません。日本製の最初期のレンズも同様です。日本製のレンズは第一次世界大戦後から採用されています。初期の銘板は、各社とも楕円形でレンズ台座に取り付けられています。レンズの輝きの陰で銘板は目立たない存在ですが、製造年が刻まれたものも多く、歴史の証となる大きな存在であることは間違いありません。

灯台の滞在

もう死語になってしまった「灯台の滞在」は、愚生

英国 CHANCE BROTHERS社製



明治32年4月 平館灯台



明治37年3月 姫島灯台



明治45年7月 蓋井島灯台



大正元年10月 宗谷岬灯台(二代目)

仏国 BABIER BENARD & TURENNE社製



大正2年2月 焼尻島灯台



大正4年4月 伊豆大島灯台

日本光機工業社製



昭和10年1月 神戸第三防波堤東灯台



昭和25年3月 坊ノ岬灯台(二代目)

横浜標識製作所製



大正10年7月 横浜北水堤灯台(二代目)

日本信号社製



昭和13年4月 鮫角灯台

灯台レンズ銘板一覧

が入庁当時の昭和末期には、まだ各地の灯台で行われていました。離島にある蓋井島灯台も例外ではなく、滞在状況の詳細が、燈光昭和44年6月号に「滞在個所良いか住み良いか」のタイトルで、実施していた関門航路標識事務所により次のとおり紹介されています。

一、場所について

下関市蓋井島南端鏡ヶ崎の中腹（波止場から登り坂約七〇メートル）海抜約八〇メートルの所。蓋井島は事務所（下関市彦島塩浜町）より海上約二十六キロメートル（見回り船で片道約二時間）定期船（所要時間約四〇分）の通う港、下関市吉見町から約十五キロメートル沖合の響灘に位置している。

二、沿革来歴等について

明治四十五年七月十五日初点以後職員常駐により保守管理されていたが、昭和二十八年八月一日当所に集約され滞在勤務個所となった。

その間、昭和二十六年六月には風車発電装置が備えられ全国唯一のものになっていたが、昭和四十二年八月に島にも本土より商用電力が導入され廃止された。

（本体はそのままの状態に残っている）

三、業務内容施設等について

滞在する職員は、当所業務二課第一係が担当し、同課長を含む四名（以前は五名）が二名ずつで、十日間をピストン交代勤務で保守している。

燈台については、商用電力使用開始から停電時は自動的に予備電源（蓄電池五五〇AH、五二基、一〇四V）点燈、インバーターにてサイクロ減速器を駆動し四等レンズを回転させるように改良された。予備電源充電用としては、出力一〇KWの発動発電機（ヤンマ一二〇HP、三気筒、昭和四十年十二月新設）一台ある。その他停電、電球断芯、回転停止等に対する各警報装置を備えており、更に日光弁を取り付ければ無人でも差し支えない状態である。

退息所事務室等は、燈台と同時に建てられた職員常駐時代そのままのもの、中央に六畳二間の事務室その左右に夫々六畳、四・五畳、WC付の退息所があり、職員二名が個別に使い共同炊事している。事務室に備えている主なるものは机、書棚、十二吋テレビ（二台目として四十四年三月配布）トランジスタラジオ、冷蔵庫、プロパンガスセット（ガスは職員が購入）、その他炊事道具等。構内には風呂場、倉庫、工作室等の一棟がある外約八十メートル離れた山手に旧陸軍が使用していた油倉庫があり、その都度運搬している。

水については統べて天水を使っているので（満タンクで約七・五キロリットル）、ろ過後でも生水は飲ん

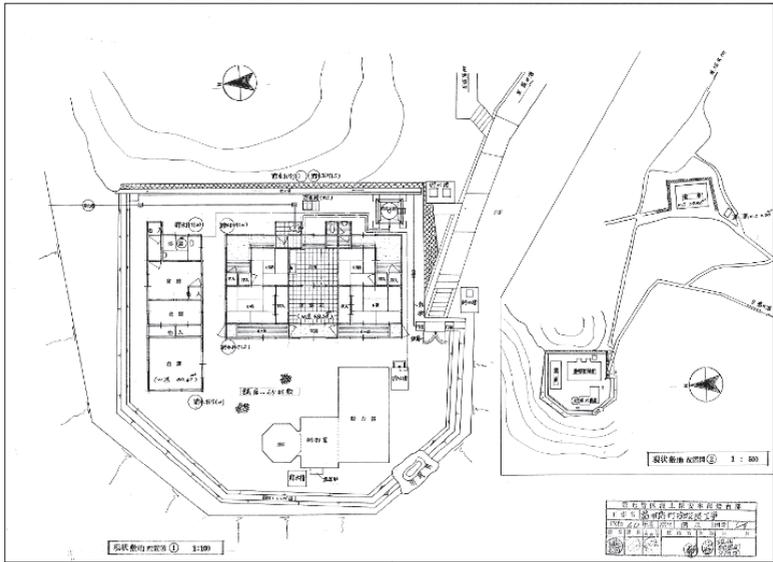


図-5 蓋井島灯台滞在時の施設配置図
(門司海上保安部交通課提供)

でいない。平素から常に節水しているが最も需要時の夏季には渇水期となり、その状況は多少とも経験した方には御想像できるところと思う。雨降りは望む所であるが、反面ぬれながらの手押ポンプバケツによる運搬、ろ過等の給水作業状況は、とても一般社会には見られる風景ではない。では燈台より約七〇メートル離れた部落（四〇世帯、一六七名）での清水使用状況はどうでしょう？昨年十一月離島振興法により簡易水道（ポンピングにより水質も良く、水量も豊富な清水が一分間に約四十五リッター噴出、更にポンプアップのうえ各家庭に配管送水している）が完成し各家庭には勿論のこと、海拔約四十メートルに位置する学校にも送水し、部落の数箇所には堂々たる消火栓まで備える等、何等不自由なしと言う状況である。蓋井島燈台勤務経験者の先輩諸兄には、当然ながらも部落の発展には一抹の留意はあると思われる。

この島は昔、沖津借島と呼ばれ万葉集にも詠まれ、古くから人の住んでいる周囲十三キロメートル、東西二・五キロメートル、南北二・七キロメートルの島で、島氏は漁業を主力とする外、農作も併せて行い、最近ではみかんの栽培にも進み、この一、二年前より多量に出荷している。下関市は昭和四十二年に木造連絡船

を鉄船に新造し、観光面にもPRしている関係もあつて特に夏期にはキャンプ、海水浴、釣師：と来島客も年毎に増加の傾向にある。小学校、漁業組合、組合購買部（少し高いように思われるが、ザットした日用品は殆んどある）があり、妙齢の女性も見受けられるので人恋しくなつた時等の話し相手にはとても良い感じである。

四、雑感

人の訪れる事がまれな離島や岬において、二名〜五名で滞在する職員は勤務時間割振表でどのように表されるかという点で、二十四時間オール勤務と言う様な感じの生活が現状である。人間本能の深部にある徒党性、庇護性の最小単位である家庭を離れて（それが十日であれ十五日であれ）生活する交代個所の職員は、その本能を押え職務に誠実である。如何に昼間は多忙で然も苦勞な職務であつても、夕刻は帰宅し家庭で寛ぐと言う生活環境と仮に比較するとすれば万人が後者を選ぶ事は必至であらう。この事は承知のところであるので、滞在個所の生活環境の悪点は早急に改善し、更に意欲的に業務が遂行できるよう整備すべきであつて、時代のすう勢から言つても必然的な事だと考へる。

この記事が書かれた当時、蓋井島の公共インフラは整備されていたにも関わらず、灯台は旧態依然として天水が利用されており、島民よりも不便な生活を強いられていました。「灯台の滞在」に対する愚生の印象は、「時代遅れ」のイメージでした。灯台は出来た当時は、地域の中で、時代の先端をいく存在でしたが、社会生活が向上していく中で、僻地に取り残され時代遅れの不便な生活を強いられることから、灯台退息所は廃止し、家族は町中の宿舎に移り、灯台の保守のため職員による滞在勤務が続けられていました。

記事の中に出て来た昭和26年6月設置の風力発電装置は、この不便な生活の改善のための措置であつた事実が、戦後すぐに同装置を採用した、市川武雄氏の回想記の中に次のとおり記されています。

蓋井島灯台の風力発電

風力発電についての思い付きも、僻地勤務者の生活改善のためであつた。G2（GHQ）の担当官ジェナス氏と話をしたとき、アメリカの灯台では皆自家発電をしていて、石油ランプ等で暮していると同等ないという話であつた。灯台局のトラックが、街道筋へドラム缶入りの石油を何本かおろしておく、灯台から

トラックで取りに来る。ジーゼルの発電機で灯火も家庭も電化しているということであった。私が灯台局にいた当時は、石油は統制で、とても自家発電等思いもよらない。そこで統制のない風力で発電して、灯火も家庭も電化してみたいと思った。東大工学部に基礎研究を依頼したところ、谷教室の平沢工学士が主として之に当たってくれた。灯台局からも氣象條の風の資料等を提供した。工務課も協力した。東大は風の資料に基づいて、先ず候補地として蓋井島を選んで現地調査等をやった。次の年に予算がとれて、蓋井島に風力発電ができたこと新聞でみたときは、私はもう退官していたが、涙が出る程嬉しかった。この頃、八丈島にもできたそうだが、私が理想とした家庭の電化、近代生活のエンジンヨイ迄には程遠いのかしれない。あれから余りできていないところをみると、之が普及を念願したのは私の素人考えであつたらしい。風の大きさ等などででもというわけにはいかないものであろう。

市川武雄氏は、海上保安庁発足時の初代本庁燈台部監理課長です。航路標識法の制定、管区本部の燈台部の設置(横浜燈台局の地方への分局)、公設燈台の移管、そして灯台記念日を立ち上げた灯台界の大功労者です。燈光昭和31年11月号の「思い出の記」と題した記事に

は、市川氏の思い付きから始められた灯台の風力発電のほか、これら偉業の裏話の数々が綴られています。

蓋井島灯台の風力発電の設置に携わった東大教授守屋富次郎博士による読売新聞掲載記事「研究すすむ風力発電」が、燈光昭和28年5月号に紹介されており、灯台の風力発電に関して次のとおり見られます。

現在、日本で電力を得るためにどうしても風力発電に頼らなければならないところがある。それは島國日本に多い離れ小島である。今までは、それらの離れ小島の燈台は油のランプを使っていたが、これでは光の強さを十分に得ることが困難であつた。そこで海上保安庁の燈台部では、山口県蓋井島と高知県沖ノ島の燈台を、風力発電で電化する試みをやつたが、その結果は良好で、今では両灯台は風力で得られた電気のおかげで煌々と輝いている。この風力発電には蓄電池を用意して、それに蓄電する仕組みになつており、無風になつても電力に支障のないようにしてある。また、設計風速以上の場合でも、風車の回転が自動的に調整されて、その回転数が一定に保たれるようになってゐる。調節の機構は、蓋井島の風車は油圧で、翼の取付角を変更する仕組みで、沖ノ島のは遠心力を利用して、翼の取付角が変るようになってゐる。いずれも翼は三

枚で、直径が蓋井島のは九メートル、沖ノ島のは六・五メートルである。

日本でも、これより小さい風車が、農業用その他に若干利用されているが、風力発電としてはみるべきものがない。

守屋博士は、日本初の本格的な風力発電となる蓋井島灯台の風力発電装置は、良好であると好評しています。この後、三宅島（前記の八丈島は誤り）にも設置され、灯台の風力発電は3基となりました。しかし、市川氏の回想記にもあるとおり、その後は増設されませんでした。増えなかつた灯台の風力発電につい



写真-4 蓋井島灯台の風力発電装置
(燈光昭和28年5月号記事掲載)

て、この記事の3年後の燈光昭和31年2月号の「航路標識の技術改善に就て」の中で、部内職員により次のとおり酷評されています。

現在までに、二、三設置された風力発電は何れも、第一号蓋井島灯台の模倣で、何等独創性なく、保守も困難で、能率悪く、ジーゼル発動発電機に置き変えた方が、経費の面から有利と思われる場合が多々ある。これは一面、風発の設置場所が比較的大型灯台に限られたため、殊更設備が過大となり、経費倒れの感が無くもなく、今後は小規模の安価な風発が、前項の自動管制灯台に多数応用されて然るべきだろう。技術的に強風に際し、翼のピッチが変化して対処する所謂可変ピッチ方式よりも、翼片がそのまま、後方へ倒れる折置翼の方が、構造が簡単で保守も容易である。又小型風発には、木製翼でも充分であり、常時その効果を期待出来ない風発の特性上、成可く安価に製作することに重点をおくべきである。

風力発電は他の発電に比べ、変換効率の悪さと装置が大規模になる点が、大きなデメリットでした。実際に蓋井島灯台発電装置の保守を行った職員「茶田三郎」氏の苦勞談が、燈光昭和63年11月号の回想記事「風力発電とボウフラめし」に次のとおり見られます。

蓋井島灯台は、関門海峡の西口から約十四海里の沖合に浮ぶ蓋井島にあり、響灘の中で最も大きく、重要な沿岸標識である。集約後は関門から滞在し、二人が十日毎に灯台見回り船で交代していた。ここには、昭和二十六年東大の守屋教授が主体となつて開発された、風力発電装置の一号機が設置されており、風車で発電し、外側の容器がガラス製の大きい水槽のような蓄電池（五十二個）に充電して、光源用（一〇〇ボルト五〇〇ワット）に使っていた。

この風力発電装置（風車）は、灯台のすぐ背後の、標高一六四メートルの金毘羅山の頂上にあつた。道が急勾配の坂道で、これの登り下りは大変難儀であつた。一号機の要目は、プロペラ（直径九メートル、三枚、毎分五五、六回）、可変ピッチ方式（油圧方式）、出力（四キロワット）、プロペラの中心地上高（九メートル）、設計風速（毎秒九メートル）、設計最大風速（六〇メートル）であつた。

しかし、夏場は高い山頂にあつても、毎秒九メートルの風が吹くことはまれで、風車が稼働する機会は非常に少なかつた。

このため、七月から九月頃までは、当時何処の事務所でも、性能の悪いことで評判になつていた予備の「友

野のエンヂン」をだましましたまし運転しながら、充電するのが殆んどであつた。このエンヂンは起動が悪く、時には一日費やして調整しても起動しないことがあつたので、充電当日は祈るような気持ちになり、起動時一寸ガソリンを吸わせたり、また、腕が痛くなる程ターニングをするなど、皆、起動には苦勞しいろいろ工夫していった。

風車のプロペラは、油圧でピッチを変え、風の強弱に従つてプロペラの風に当る角度が変わるようになっていた。強風の時は風を逃がし、異常回転を防止する機構になつていたが、これがうまく働かないことがよくあり、異常回転して発電機を焼損したことがあつた。またある時は、急に回転が上つて、出力電流が増大し、配電盤の五〇アンペアの板ヒューズが一瞬のうちに熔断し、霧状になつて飛散して、メガネのレンズに鉛の微粒子が附着して、買ったばかりのメガネを駄目にした人が居たり、また、可変抵抗器が熱で真赤になつて配電盤が焼けるなど、いろいろトラブルが絶えなかつた。

こうしているうちに、生涯忘れられない大事故が発生した。いや、起してしまつたのである。それは確か、昭和三十年の秋も終りの頃だつたと思う。先輩の〇氏と私が滞在していたある日の夜半、急に風が出てきて、

だんだん強くなり、風車がグオングオンと速く回り出した。気になって配電盤を見たところ出力が少しオーバーになっていたので、抵抗器で調整した以外には、いつもと変わった事はなかった。間もなく、三〇メートル位あったのではなからうかと思われる突風が吹いた途端、出力が0になり、風車の音が聞こえなくなった。すぐ夜の坂道を山頂まで一気に駆け上がって、風車を見たらプロペラがもぎとられ、胴体だけが風を受けて、右や左に揺れ動いていた。プロペラは付近に落ちているのではないかと捜したが何処にも見当たらなかった。

暗いのでその夜は、どうすることも出来なかった。

翌日、早朝から捜し回ったが、一带は広い山林で、なかなか見つけることが出来なかった。困っていたところに、部落の人からプロペラは金毘羅山の北東側の裾野にある、部落の牧場に落ちていたのをその日の朝、牛見に行った人が発見したと知らせてくれた。プロペラは胴体取付部が折損して吹き飛んでいた。あの大きなプロペラが四〇〇メートル位先まで飛んで行ったとは想像も出来ないことだった。

早速交代が繰り上げられ、滞在者から事故の状況聴取が行われることになった。当日は事務所に寄らない

で本部に直行せよとのことだった。二人は交代船に乗せられ、まるで護送されて行く犯人のようであった。

本部では、関係者から私達の取扱いミスでこの大事故を起こしたのではないか、との疑いを

もった口調でいろいろ詰問されて、不愉快であった。原因は何かと思うか、と言われても判る筈がない。原因を聞きたいのはこちらの方だと、余程言いたかった。灯台部長からも、大変なことになり業務にも支障をきたすようになったと叱責され、身の縮まる思いであった。それから、皆にも迷惑をかけるようになったので、事務所でも小さくなっていった。

年が明けて、昭和三十一年早々、事故原因と復旧調査が行われ、風車が分解されたところ、油圧装置の一



写真—5 蓋井島灯台と山頂の風力発電
(第七管区海上保安本部交通部提供)

部に前回業者が行ったオーバーホールの際、ウエスを残しており、これが詰って油圧が効かず、ピッチが変らなくなつて急回転して、プロペラが突風で一瞬のうちに吹き飛んだことが分かった。

これで原因がはつきりし、私達の手落ちではなかったことが判明しほつとした。後日、灯台部長を始め本部の関係者から、今まで君達を疑つていて申訳なかつたと詫びられたが、したたか怒られた後のことだったので、なんだかすつきりしないものがあつた。

風車は間もなく修理復旧されたが、それから、皆、もう油圧制御を信じなくなり、風車の停止は山頂まで行つて、バンド式のブレーキで固く締め、さらにプロペラの回転部のある箇所に杉の丸太棒を突き込んで、不測の回転を防止するという、大がかりなことをするようになつた。今想えば、皆神経質になつていたので、當時を懐かしく思い出す。

それにしても、この風力発電装置は、夏期の無風時や整備修理などで停まつていることが多く、効率的でなかつたばかりか、職員には保守点検が大きな負担となり、大変厄介なお荷物的存在であつた。

○あとがき

蓋井島の金毘羅山の頂上には祠があり、周囲には七

本の松の大木があつた。風車を設置するためにこれを切らなければならなかつた。この松は神木とされていたので、たたりを恐れて、部落でこの伐採を買つて出る者はいなかつた。止むなく、対岸の吉母から人を雇つてきて切らせたという。

風車の設置後、十年位の間に、航路標識関係の人に二、三の不幸な出来事が降り懸つてきた。これを伝え聞いた部落の人は、神木のたたりと恐れをなして、いた。灯台の職員は、事ある毎に酒を持って金毘羅山に上り、祠をまつつて、ひたすらご加護を願ひ無事を祈つた。時代が變つて、風車も廃止になり、この跡には無線の中継局が建てられたという。その後不幸な出来事も起こらず、平穩に時が流れているのは、ほんとうに喜ばしいことである。

十年の間に起きた不幸な出来事の顛末は、これとは異なる燈光回想記事に、当人の壮絶な体験談が綴られています。令和の現在、風車跡地にあつた無線中継局も撤去され、金毘羅山の頂上には何事もなかつたかのように朽ちた祠だけが残されています。愚生は令和となつた以降、蓋井島灯台を2回訪ねています。その間にも、灯器がLED灯器に変わり、ガランとした灯台構内には、ソーラーパネルが設置されるなど、次々と変

貌を遂げています（写真6）。

昨年秋の訪問

時、灯塔内部に残る明治の遺構

（写真7）に触れ

ながら、灯台に

上らせていただ

きました。鉄製

回旋梯子を上り

詰め、狭隘な灯

籠室内から外を

眺めると、はる

か海上にそびえ立つ巨大な風車が目に飛び込んできました。後日確認したところ、その風車は正式名称「ひ

びき灘沖浮体式洋上風力発電所」と言い、施設灯火が

2基と霧信号所（ダイヤフラムホーン）とAIS信号

が設置されていました。

SDGsが叫ばれる現在、蓋井島灯台は太陽光発電

で点灯しています。職員を悩ませ続けた風力発電は、

廃止から半世紀後に海上で3種の航路標識を備えて復

活していました。灯台からまた、こんな形で風車を目



写真-6 蓋井島灯台とソーラーパネル（右下）
（令和3年10月撮影）



写真-7 蓋井島灯台の灯塔
内部（令和3年10月撮影）

にすることができると、誰も思いもしなかったです
すよね。

（明治の灯台の話69 蓋井島灯台）

蓋井島灯台の見学を特別に許可いただきました門司海上保安部交通担当次長橋川秋彦様、本拙稿の作成に当たり、写真、資料を提供いただきました第七管区海上保安本部交通部企画課長補佐古川佐紀子様、門司海上保安部交通課長二宮誠様に、この場を借りて深謝いたします。

関門海峡との出合(2)

六連島灯台

普通会員

岩尾亮二



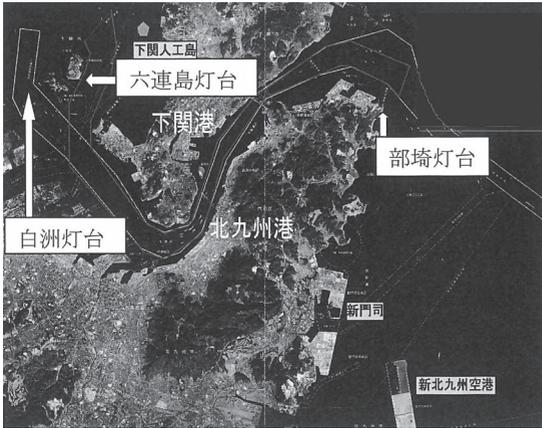
六連島灯台

六連島灯台の歴史は基本的には江戸時代幕末を過ぎ明治維新から始まる。関門海峡との出合(1)において関門海峡の歴史を紹介する過程で「帆船の下関、汽船の門司」の諺に語られた船舶の歴史から見ると下関の海域に所在する六連島灯台は「帆船」のための標識のようには思われるが同灯台の整備の歴史、船舶の航路の実績からとらえると「汽船」のための標識と言つてよい。

幕末に西欧列強から開国を迫られる中で慶応2年、江戸条約に基づき国内に8基の灯台、2基の灯船の建設を約束し、慶応3年、兵庫港（現在の神戸港）開港に備えた大坂約定に基づき5基の灯台建設が約束された。条約、約定に基づき日本全国に合計15基の洋式灯台が明治元年から建設されていくことになる。六連島灯台は、その大坂約定の5基の灯台の一つである。当然、江戸幕府に洋式灯台の建設技術は無くお雇い外国人の出番である。灯台で灯火を守った私達にとっては先駆者であるイギリス人技術者 R・H・ブランドンが明治元年に来日し瀬戸内海航路の調査、測量を行う流れの中で下関海峡の東西の出入り口、2カ所に予定されていた条約灯台の設置箇所を六連島と部埼に決定し調査、設計を実施、六連島灯台の建設は明治3年に着工され明治4年11月に点灯している。同時にR・

H・ブランドンは部埼灯台、白洲灯台も設計している。

関門海峡には海上交通三法の中心的規則である港則法に基づく航路と港湾法の開発保全航路が設定され、その2つの航路は関門海峡の西の出入り口で六連島灯台を挟みこむように枝分かれしている。六連島の西側は水深が深く大型船が航行可能であり東側は水深が浅く開発保全航路として整備が進められてきた歴史がある。六連島灯台は港則法の航路の西の出入り口の重要



関門海峡衛星写真

な標識として百五十年以上にわたって関門海峡航路の西の出入り口を示す指標として船舶を導いてきた。

また、開発保全航路は航空写真に示すように白洲灯台側であり、洲、瀬が点在し水深が浅く、深い喫水が必要としない先の諺、「帆船の下関」の帆船の航路であった海域が現在でも開発保全航路として開発が進められている。

このように海域の状況を多面的に把握してみると、幕末に欧米列強が開国を迫り喫水の深い自国の汽帆船を通峡させるための灯台建設を求めた歴史を見る時に、当時すでに関門海峡の水深等を細かく把握したうえで江戸幕府に開国を求めていたことが推察される。

当然、江戸幕府も時代の流れと欧米の思惑を十分に洞察し、我が国を治めていた幕府への脅威を避ける為、江戸から距離をおいた伊豆下田港を開港し神奈川奉行を窓口として各燈台の運用には燈明番士を配置して欧米の要求に応え海上交通の安全を確保している。

幕末の江戸幕府の施策は欧米に対する我が国の安全保障の確保と文化の学びに奔走していた姿が浮かび上がる。

明治政府が発足してからは窓口を神奈川裁判所とし各灯台の燈明番士の職名を燈明番に改めている。

考えすぎかもしれないが武士の「士」を除いたのも当時の尊皇の理念から明治政府がとった様々な施策の一部の表れかもしれない。

六連島灯台には燈明番四名、備船用水夫二名他が配置され白洲灯台には六連島灯台の燈明番士一名から二名を滞在常駐させながら白洲灯台の灯火を維持し加えて関門海峡西口付近の航路標識（立標六基、浮標四基）を巡回管理する合理的な業務体制下であった。私達年代が海上保安学校を卒業し現地に赴いた時代は昭和二十四年に公布された航路標識法に基づく業務規則が昭和三十五年の一部改正され「航路標識の管理運用等に関する規則」に基づき業務を展開していた。

時代的に航路標識の管理基数が大きく増える中、法律、規則が制定されると同時に改定され昭和三十年代から四十年代初めにかけて、全国の航路標識事務所の集約管理が大きく進められたことは私達の年代でも体験していて鮮明に記憶に残る。

六連島灯台の発足時の燈明番による近傍の標識を管理する体制は後年の私達の記憶に残る集約管理体制であり、白洲灯台への職員の常駐は滞在管理とも言える体制である。

関門海峡の航行船舶の安全には沢山の航路標識を必

要とし明治維新の時代に航路標識の集約管理体制の見本があつたと言えなくもない。まさに、六連島灯台における巡回、交代、滞在管理体制の業務展開が見本のようにして六連島灯台の業務にあり、その歴史に学び、集約管理体制への移行であつたと言つていいのかもしれない。

欧米列強との厳しい外交を乗り越え、そして受けて立ち、西洋の進んだ技術、文化を学ぶ意欲のもと建設された六連島灯台には明治天皇が点灯半年後の明治五年五月に軍艦「日清」に乗艦し随行軍艦七艦を伴って参議「西郷隆盛」の随行のもと行幸されている。その行幸は本州西部、九州の行幸でありながら次の通り四ヶ月近くにも及ぶ長期の行幸であつた。

明治五年五月二十三日軍艦乗艦

六月十二日 六連島灯台 行幸

七月十二日 長崎、熊本、鹿児島方面の行幸

その行幸を受け、六連島灯台には「明治天皇行幸所」、「明治天皇行幸聖跡」と二つの立派な記念碑が建立されている。明治天皇の日本列島の西国の御巡幸は当時の社会状況から多面的な国家統治政策の観点のもと実

施され、その中の六連島灯台へ行幸がなされたことは明治維新における灯台建設が国家として最も重要な政策であったことを示しているのであろう。

勿論、天皇陛下の灯台御巡幸は初めてのことであり、当時、管理責任者であった神奈川奉行はじめ六連島燈台燈明番士の心意気は、どの様であったか想像に余りある。

きつと、燈明番士の心の中には関門海峡の安全の視標に加えこれからの国家の歩みを示す指標とも言える思いを抱かれながらの燈火の維持であったことが十分想像できる。

私達後輩にとっても思いの中にとどめ置いてでも許される心ではなからうか。

地元下関では、この明治天皇ご巡幸において様々な行事等を催して明治天皇をお迎えしている。それについては昭和五十五年に当時海上保安庁灯台部監理課補佐官であった「西脇久夫」氏が全国の職員に記述を依頼し、まとめ上げられた「燈台風土記」の中で六連島灯台の稿に紹介されておりご一読願えたら幸せである。

明治初期当時は社会の気運を前向きに導



明治天皇行幸所 六連島灯台の碑



明治天皇行幸聖跡の碑 六連島灯台

くためであっただろう、巷で語られた合言葉「西洋に追い付け、追い越せ」の言葉にあわせて六連島灯台の初点灯を表現すると「西洋に追い付いた灯光が関門海峡の安全を守るため航路を照らしている、そして示している」と社会に受け止められたかもしれない。海路の安全のための灯光が日本国のこれからの進む道、文明開化の航路、道を点す灯火ではなかったかと言うのは言い過ぎであろうか。

当時の明治政府の要人の中には、その願いを込めて条約、約定の推進を果敢に実行して行かれたであろうことは間違いないと思われる。当然、六連島灯台の建

設に従事した地元の人々、灯火を守った燈明番士等、そしてその人々の家族の思いは関門海峡を通航する船舶の安全に加え、国家及び社会の安定発展のための仕事であることを誇りとして日々緊張しながら地域の方々と強い絆を育て業務を遂行して行かれたことが想像できる。

本文を記述している中、突然に中央紙「読売新聞」に次の記事が新聞一面に大きく紹介された。

思いもよらなかった新聞記事との出会いである。

令和3年5月13日、中央紙読売新聞の「NEWニュースの門」に次の大きな活字が。

☆重文指定 灯台に光を☆

西洋技術生かされた近代遺産 重要文化財に指定された四基の灯台

六連島灯台 角島灯台 部埼灯台 犬吠埼灯台

(記事には各灯台の写真が掲載)

掲載の主旨は、灯台を含む近代遺産は「幕末から第二次世界大戦までの間に、近代的手法によって建設され、我が国の近代化に貢献した産業、交通、土木に關する遺産」と定義され、近代、文化財保護の重要な対

象となっている。

本文は新聞1面の長い文章であり、途中の小タイトルを紹介する。

「西洋技術生かされた近代遺産」

「廃止相次ぐ」

「ロケ地や公園に 存続への活用の動き」

と紹介され最終の記者の言葉に「近代遺産 保存気運たかまる」のタイトルで結ばれている。この途中の小タイトルを読んだだけで航路標識業務に携わってきた私達には、タイトルから何が語られ記述されているか大方理解できる。

AI、ITの時代になり、航路標識業務が大きく進展する中、江戸時代幕末から明治維新にいたる貴重な歴史、関門海峡の歴史文化を育んだと言える部埼灯台、白洲灯台の歴史も次に紹介いたしたい。

部埼灯台(1) 僧清虚顕彰会へ続きます

志摩市長定例記者会見に 鳥羽海上保安部臨席

鳥羽海上保安部は、令和4年2月22日(火)、「志摩市長定例記者会見」に臨席しました。

昨年11月の航路標識法改正を受け、「志摩市灯台活用推進協議会」(以下「協議会」という)が大王埼灯台及び安乗埼灯台に関する航路標識協力団体への申請を行い、第四管区海上保安本部長から令和4年2月22日に同団体が指定されたことから、「志摩市長定例記者会見」にて発表されることとなり、説明補助者



志摩市長定例記者会見の様相



制度の趣旨説明する藤島次長
 中村協議会会長(右側)



橋爪志摩市長へ「巡視艇いすず」の
 ペーパークラフト進呈

として協議会事務局である志摩市産業振興部観光課から当部に出席依頼があり対応したものです。

今回の「志摩市長定例記者会見」には、協議会のオブザーバーであり、航路標識協力団体制度や灯台の歴史に詳しい藤島次長が出席しました。

記者から「航路標識協力団体制度に指定されるメリット」について質問があり、「灯台を観光資源として活用でき、灯台でワークショップなどの収益

活動ができ、麦埼灯台など公開されていない灯台も公開可能」など当該制度の有益性と可能性をPRしました。

橋爪市長は、灯台一般公開への参加や日頃、海上保安グッズのパーカーを着られているなど、海上保安庁ファンであることを伺っており、会見に先立ち、「巡視船いすず」のペーパークラフトを進呈させていただきました。

(鳥羽海上保安部交通課)

海の博物館へ三重県中南部地域の 主要灯台配置図等進呈

鳥羽海上保安部は、令和4年3月25日(金)、鳥羽市立海の博物館に三重県中南部地域の主要灯台配置図を進呈しました。

同館は、鳥羽・志摩地域の漁業と漁村文化を伝える博物館で、従来から当庁関連資料として菅島灯台関連資料、3D海底地形図が展示されており、昨年は、第四管区海上保安本部海洋情報部作成の「海図でみる鳥羽港付近の変遷」及び「伊能図と海図で見る鳥羽港及び付近」を展示いただいています。

昨年、海図150周年記念として同海洋情報部から提供いただいた前記2点は、初代水路局長の柳梢悦(やなぎならよし)氏が津幡(現在の三重県)出身であったことから鳥羽市に2部ずつ提供し、現在、同館と鳥羽市立図書館に展示されています。

今回の主要灯台配置図の提供につい

ては、鳥羽部長から「海との関係が深い鳥羽・志摩地域の展示資料として、海図と灯台写真を関連付けた資料を海の博物館に提供して、来訪者に更なる海

に関する理解を深めていただいてはどうか」との提案があり、同館長と打ち合わせを行い、交通担当次長が原案を作成し、同館長に確認いただき、第四管区海上保安本部海洋情報部に編集及び印刷をお願いし、進呈に至ったものです。

なお、主要灯台配置図持参の際、先般完成し、大好評の「巡視船いすず」



交通担当次長から平賀大蔵館長に三重県中南部地域の主要灯台配置図を進呈
(背後の展示品は、昨年提供した資料)



所属巡視船艇のペーパークラフトの完成品贈呈

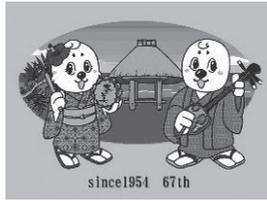
及び「巡視艇しのめ」のペーパークラフト完成品を持参したところ、館長から「子供さん達が喜ぶので、型紙をぜひ置かせていただきたい」とのこと

で、菅島灯台のペーパークラフト100部、巡視船艇のペーパークラフト60部の型紙を置かせていただきました。
(鳥羽海上保安部交通課)

奄美高校の生徒が海難防止用

キャラクターをデザイン

「マリンレジャーの海難ゼロをめざして」



奄美高校3年
の中村遥南さん
がクリエイティ
ブデザイン養成
コースの課題研
究で海難防止啓
発用キャラクター
をデザインし

ました。このことが海難防止に貢献す
るとして、奄美海上保安部長が感謝状
を贈呈しました。

奄美群島では令和3年7月に奄美大
島と徳之島がユネスコの世界自然遺産
に登録されたこともあり、今後、豊か
な自然環境を求めて群島外からの観光
客などが増加することが予想されます。
奄美海上保安部では、群島外からの観

光客などが安全にマリンレジャーを楽
しめるように、新たなキャラクターを
海難防止啓発に使用します。

(奄美海上保安部)

**スノーケルを
ちゃんと
使えていますか？**

- スノーケリングの基本を
習得してから始めよう!!
- 海が荒れているときはやめよう!!
- バディ行動(二人一組)をしよう!!

スノーケリング必修4点セット

フィン
マスク
スノーケル
ライフジャケット

Water Safety guide (冊添付)
ウォーターセーフティガイドHP

奄美海上保安部
電話 0997 (53) 5569

デザイン協力
: 鹿児島県立奄美高等学校



笠利埼灯台60周年

奄美群島の最北端を照らし続けてく

笠利埼灯台は、奄美群島の最北端を示す海のみちしるべとして1962年（昭和37年）3月31日に点灯、2022年（令和4年）3月31日で60周年を迎えることができました。

60周年を迎えることができたことは、地域の皆様の海上保安業務へのご理解とご協力の賜物と深く感謝しております。

今年度は、地域の皆様へ感謝を込めて「灯台の特別公開」や子供たちを対象に「ラジオ工作教室」などを開催する予定です。

奄美海上保安部は、地域の皆様との絆を大切に、安全安心に努めます。

（奄美海上保安部）



灯器（発光する機械）



笠利埼灯台の全景（ドローン撮影）

➤ 灯台の要目

名 前	笠利埼灯台（かさりさきとうだい）	
場 所	鹿児島県 奄美市笠利町 笠利埼	
位 置	北緯 28-31-46 (46.07)	東経 129-41-22 (21.55)
色及び構造	白色 塔形	
灯質(光り方)	単閃白光毎15秒に1閃光（15秒に1回光ります）	
光度(光の強さ)	実効光度 180,000カンデラ（ロウソク18万本分の光の強さ）	
光達距離(光の届く距離)	20.5海里（およそ38キロメートル）	
明弧(光を発する方向)	79度から335度（右回りで概ね西南西方向から南南東方向まで）	
高 さ	地面から灯台の最上部まで	13メートル（13.1）
	平均水面（海面）から灯台の灯火まで	60メートル（59.53）

➤ アクセス&風景

奄美空港から車で約20分、駐車場から階段を約100m、徒歩5分ほどで灯台に到着します。

灯台のある高さ50mからは、丸い水平線の青い海と空や珊瑚礁の絶景を楽しむことができます。泳ぐウミガメが見える事もあります。



広がるリーフ



丸い水平線青い海と空

奄美の海開き

〜マリンドレジャーの一年の安全を願って〜

4月3日、奄美市小宿の大浜海浜公園と奄美市笠利町用安のばしゃ山村で、海開きの式典が行われました。

自然豊かな奄美大島は、スノーケリングやダイビングなどのマリンドレジャーが盛んで、島外から多くの人々が訪れ豊かな自然を楽しみます。式典では、海の幸への感謝とマリンドレジャーの一年の安全への願いを込めて、神事、奄美三線の調に島唄奉納や海開き宣言などが行われ、大浜海浜公園には交通課長が、ばしゃ山村には次長が参加しました。

あわせて、旧暦の3月3日（サンガツサンチ）に初節句を迎えた女の子の赤ちゃんの無病息災を願って足を海水に浸す「ウナグヌセック」の慣習に、赤ちゃんを伴った多くの家族が子の健やかな成長を願いました。

昔は、村中の人々が海岸に出て、「ウ



ばしゃ山村



大浜海浜公園

ナグヌセック」を祝い、全員で美味しい食事などを楽しんだそうです。
奄美海上保安部は、地域の皆様との絆を大切に、安全安心に努めます。
(奄美海上保安部)

二年振りに名瀬港に 大型クルーズ船が寄港

4月12日、午前8時、奄美大島の名瀬港に商船三井客船㈱の大型クルーズ船「にっぽん丸」が入港しました。名瀬港への大型クルーズ船の寄港は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止が相次ぎ、2020年2月以来およそ2年振りです。

「にっぽん丸」は、神戸発4泊5日で、屋久島や奄美大島の世界自然遺産を巡るツアーとのことです。

さらに、4月15日と5月2日には、日本クルーズ客船㈱の「ばしふいっくびーなす」が寄港予定です。

美しい青い空と海と緑の大地、自然

豊かな奄美大島は、昨年7月にユネスコの世界自然遺産に登録されたこともあり、今後、島外から多くの人々が訪れ豊かな自然を楽しむと予想されます。

奄美海上保安部は、奄美群島を訪れる人々が、豊かな自然を安心して安全に楽しめるよう努めます。

(奄美海上保安部)



巡視船「かいもん」と「にっぽん丸」 2022.4.12

令和4年度燈光会事業計画及び収支予算について

燈光会事務局

令和4年3月22日に開催されました令和3年度第3回理事会で、令和4年度の燈光会の事業計画及び収支予算が承認されましたのでお知らせいたします。

なお、事業計画及び収支予算につきましては、当会のホームページからも閲覧が可能です。

令和4年度事業計画

I 公益目的事業

1 灯台参観業務

(1) 全国16箇所の参観灯台において、地元関係団体と協力して一般の方々への航路標識事業の周知啓蒙に努める。特に、参観灯台のリーフレット、ポスターの作成・配布・掲示や案内板の作成・設置を行うとともに、支所イーゼル板や燈台ホームページ（インスタグラム、イベントポータルサイト、YouTube等）の更新に努める等、参観灯台のPRの強化により参観者の

増加に努める。

(2) 各支所詰所の必要な改善等の整備を行う。特に、尻屋埼支所詰所について、景観への配慮及び参観者受付機能の観点から適切な位置に移設する。

2 展示室業務

(1) 航路標識資料の調査・収集・保存整備事業を実施し、資料の充実強化を図る。

(2) 各展示室の必要な改善等の整備を行う。特に、入道埼灯台資料展示室における展示資料更新等の改修整備を行うとともに、塩屋埼及び初島灯台資料展示室における水銀槽式回転灯器の水銀解消を行う。

(3) 自治体等から委託を受け、施設の管理を行う。

3 その他の周知広報業務

- (1) 小中学生を対象として灯台のある風景をテーマとした灯台絵画コンテストを実施し、優秀者を灯台記念日に招待し表彰を行う。
- (2) 燈光会ホームページやインスタグラムを活用し、より多くの市民が航路標識に対する関心を一層高めて貰えるよう周知広報に努める。特に、当会が運営するインスタグラムのフォロワー拡大を図る。
- (3) 灯台記念日行事を実施するとともに、航路標識事業の発展並びに航路標識事業に貢献した者の表彰を行う。
- (4) 灯台を核とする地域振興計画に協力し、灯台の多目的活用と航路標識事業の発展に努める。特に、御前崎市で実施される灯台ワールドサミットに参画・支援するなど、地元関係者との連携事業の強化を図る。
- (5) 全国各地にある灯台資料館等の航路標識資料の充実や、地方自治体の資料館設置や資料展示の要望に協力するとともに、各地で行われる灯台写真展や航路標識関係の催しに対して積極的に助成・助言を行う。特に、北海道積丹町から

II

互助事業

- (1) 会誌「燈光」を定期的に発行、配付する。
- (2) 会誌「燈光」を定期的に発行、配付することによって航路標識事業に対する周知広報を行う。
- (3) 航路標識周知資料や技術資料、記念史誌等の資料の収集を行い、学術的資料の整備・充実に図る。
- (4) 歴史的航路標識資料の適正な整理・保存のため「航路標識資料データベース」の充実・拡大を図るとともに、燈光会ホームページでも公開する。
- (5) 灯台カレンダーや灯台グッズを複製、頒布することにより航路標識事業に対する周知広報を行う。
- (6) 航路標識周知板の老朽更新を進めるとともに、不用となった周知板の撤去を行う。
- (7) 賛助会員制度の制度、周知方法の見直しを行い賛助会員の拡大を図る。
- (8) 支所における参観寄付金の受領、記念品の販売に係るキャッシュレス化の検討を進める。

- (2) 灯台カレンダーを複製、配付する。
- (3) 海上保安学校本科情報システム課程及び管制課程への教材等の助成を行う。

(4) 航路標識事業に対する功績で表彰された会員

に、功労賞を授与する。

(5) 航路標識業務に有用な資格を取得した会員に、奨励金を支給する。

(6) 所要の要件の会員の子弟に対し、奨学金を貸与する。

(7) 会員又はその遺族に対し、見舞金、弔慰金等を支給する。

(8) 会員の慶事に祝電等をおくる。

(9) 米寿を迎えた会員に記念品を贈呈する。

令和4年度収支予算について

令和4年度の収支予算については、次の主旨、前提方針等により作成いたしました。

I 主旨

令和4年度収支予算については、本会の資金的立場からの運営を円滑にするため、資金の受入、払出

が確実に実行できるよう、事業計画を基本に、資金の収支の均衡を考慮して編成した。

II 前提方針

1 経常増減の部は、黒字予算を確保する。

2 公益目的事業会計は、収支相償を満足させるため、収支は0又は赤字とする。

3 会員互助事業は黒字予算を確保する。

III 令和4年度収支予算書の説明

1 経常収益

(1) 受取参観寄付金は、参観者数を新型コロナウイルス感染症による影響のなかった直近の平年値である平成29年度参観者数(732,226人)を基準として次のとおりとし、一人当たり寄付金額を300円として計上した。

① 角島灯台、残波岬灯台及び平安名埼灯台では、外国人観光客の入国制限の影響を勘案し、基準の70%として算出

② 前記①以外の参観灯台では、基準の80%として算出

(2) 受取会費は、近年の会員数の動向から令和4

年度に見込まれる会員数を基に計上した。

用を計上した。

(3) 事業収益は、直近の実績を基に計上した。

ただし、物品販売事業は、見込まれる参観者

IV その他

数（前記(1)）に比例して収益を減額した。

入道埼灯台資料展示室における展示資料更新等の

2 経常費用

令和4年度事業計画に基づき、実施に必要な費

崩し行う。

改修整備は、資産取得積立資産から500万円を取

令和4年度収支予算書（正味財産増減計算書）

（単位：円）

科 目	令和4年度予算	令和3年度予算	増 減
一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	2,463,000	2,463,000	0
特定資産受取利息	2,463,000	2,463,000	0
受取会費	6,313,000	6,616,000	-303,000
普通会员会費	4,948,000	5,256,000	-308,000
一般・団体会員会費	905,000	900,000	5,000
式典会費	460,000	460,000	0
事業収益	8,482,000	8,483,000	-1,000
受託業務収益	3,809,000	3,766,000	43,000
物品販売事業収益	4,673,000	4,717,000	-44,000
受取補助金等	4,292,000	6,235,000	-1,943,000
受取民間補助金	0	0	0
受取補助金等振替額	4,292,000	6,235,000	-1,943,000
受取寄付金	169,650,000	175,782,000	-6,132,000
受取参観寄付金	169,602,000	175,734,000	-6,132,000
受取賛助寄付金	48,000	48,000	0
雑収益	396,000	460,000	-64,000
受取利息	2,000	3,000	-1,000
雑収益	394,000	457,000	-63,000
経常収益計	191,596,000	200,039,000	-8,443,000
(2) 経常費用			
事業費	176,811,000	186,121,000	-9,310,000
役員報酬	11,325,000	11,302,000	23,000
給料手当	68,307,000	65,770,000	2,537,000
臨時雇賃金	17,576,000	17,542,000	34,000
退職給付費用	4,703,000	3,701,000	1,002,000
法定福利費	12,441,000	12,183,000	258,000
福利厚生費	520,000	510,000	10,000
会議費	304,000	298,000	6,000
記念式典費	1,768,000	1,864,000	-96,000
旅費交通費	2,942,000	2,885,000	57,000
通信運搬費	2,613,000	6,079,000	-3,466,000
減価償却費	9,308,000	11,457,000	-2,149,000
消耗什器備品費	486,000	476,000	10,000

科 目	令和4年度予算	令和3年度予算	増 減
消耗品費	1,941,000	1,902,000	39,000
記念品作製費	3,409,000	3,627,000	-218,000
修繕費	2,929,000	8,197,000	-5,268,000
印刷製本費	6,343,000	9,366,000	-3,023,000
光熱水料費	3,072,000	3,012,000	60,000
賃借料	14,052,000	13,951,000	101,000
保険料	426,000	376,000	50,000
諸謝金	740,000	740,000	0
租税公課	352,000	230,000	122,000
周知広報活動費	2,174,000	2,489,000	-315,000
共済互助金	2,027,000	1,780,000	247,000
委託費	5,956,000	5,489,000	467,000
表彰費	517,000	507,000	10,000
雑費	580,000	388,000	192,000
管理費	14,640,000	13,786,000	854,000
役員報酬	3,775,000	3,768,000	7,000
給料手当	2,226,000	2,002,000	224,000
臨時雇賃金	0	38,000	-38,000
退職給付費用	815,000	614,000	201,000
法定福利費	892,000	857,000	35,000
福利厚生費	19,000	19,000	0
会議費	1,086,000	936,000	150,000
旅費交通費	334,000	425,000	-91,000
通信運搬費	574,000	661,000	-87,000
減価償却費	122,000	128,000	-6,000
消耗品費	504,000	499,000	5,000
修繕費	0	13,000	-13,000
印刷製本費	751,000	442,000	309,000
光熱水料費	81,000	79,000	2,000
賃借料	1,275,000	1,291,000	-16,000
租税公課	9,000	7,000	2,000
交際費	78,000	76,000	2,000
諸会費	583,000	423,000	160,000
委託費	1,132,000	1,132,000	0
雑費	384,000	376,000	8,000
經常費用計	191,451,000	199,907,000	-8,456,000
当期經常増減額	145,000	132,000	13,000

令和4年度予算書（正味財産増減計算書内訳表）

（単位：円）

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
	航路標識 周知広報事業	会員互助事業			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益	384,000	832,000	1,247,000	0	2,463,000
特定資産受取利息	384,000	832,000	1,247,000	0	2,463,000
受取会費	1,365,000	4,948,000	0	0	6,313,000
普通会员会費	0	4,948,000	0	0	4,948,000
一般・団体会員会費	905,000	0	0	0	905,000
式代会費	460,000	0	0	0	460,000
事業収益	8,482,000	0	0	0	8,482,000
受託業務収益	3,809,000	0	0	0	3,809,000
物品販売事業収益	4,673,000	0	0	0	4,673,000
受取補助金等	4,292,000	0	0	0	4,292,000
受取民間助成金	0	0	0	0	0
受取補助金等振替額	4,292,000	0	0	0	4,292,000
受取寄付金	156,078,000	0	13,572,000	0	169,650,000
受取参観寄付金	156,034,000		13,568,000		169,602,000
受取賛助寄付金	44,000	0	4,000		48,000
雑収益	29,000	326,000	41,000	0	396,000
受取利息	1,000	0	1,000	0	2,000
雑収益	28,000	326,000	40,000	0	394,000
経常収益計	170,630,000	6,106,000	14,860,000	0	191,596,000
(2) 経常費用					
事業費	170,738,000	6,073,000		0	176,811,000
役員報酬	11,023,000	302,000		0	11,325,000
給料手当	67,862,000	445,000		0	68,307,000
臨時雇賃金	17,576,000	0		0	17,576,000
退職給付費用	4,613,000	90,000		0	4,703,000
法定福利費	12,328,000	113,000		0	12,441,000
福利厚生費	516,000	4,000		0	520,000
会議費	304,000	0		0	304,000
記念式典費	1,768,000	0		0	1,768,000
旅費交通費	2,942,000	0		0	2,942,000
通信運搬費	2,089,000	524,000		0	2,613,000
減価償却費	9,308,000	0		0	9,308,000
消耗什器備品費	486,000	0		0	486,000

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
	航路標識 周知広報事業	会員互助事業			
消耗品費	1,941,000	0		0	1,941,000
記念品作製費	3,085,000	324,000		0	3,409,000
修繕費	2,929,000	0		0	2,929,000
印刷製本費	4,580,000	1,763,000		0	6,343,000
光熱水料費	3,056,000	16,000		0	3,072,000
賃借料	13,774,000	278,000		0	14,052,000
保険料	426,000	0		0	426,000
諸謝金	740,000	0		0	740,000
租税公課	352,000	0		0	352,000
周知広報活動費	2,174,000	0		0	2,174,000
共済互助金	0	2,027,000		0	2,027,000
委託費	5,956,000	0		0	5,956,000
表彰費	517,000	0		0	517,000
雑費	393,000	187,000		0	580,000
管理費			14,640,000	0	14,640,000
役員報酬			3,775,000	0	3,775,000
給料手当			2,226,000	0	2,226,000
臨時雇賃金			0	0	0
退職給付費用			815,000	0	815,000
法定福利費			892,000	0	892,000
福利厚生費			19,000	0	19,000
会議費			1,086,000	0	1,086,000
旅費交通費			334,000	0	334,000
通信運搬費			574,000	0	574,000
減価償却費			122,000	0	122,000
消耗品費			504,000	0	504,000
修繕費			0	0	0
印刷製本費			751,000	0	751,000
光熱水料費			81,000	0	81,000
賃借料			1,275,000	0	1,275,000
租税公課			9,000	0	9,000
交際費			78,000	0	78,000
諸会費			583,000	0	583,000
委託費			1,132,000	0	1,132,000
雑費			384,000	0	384,000
経常費用計	170,738,000	6,073,000	14,640,000	0	191,451,000
評価損益等調整前当期 経常増減額	△ 108,000	33,000	220,000	0	145,000
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 108,000	33,000	220,000	0	145,000

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
	航路標識 周知広報事業	会員互助事業			
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0
中科目別記載	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
中科目別記載	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 108,000	33,000	220,000	0	145,000
一般正味財産期首残高	81,785,044	130,759,833	113,203,058	0	325,747,935
一般正味財産期末残高	81,677,044	130,792,833	113,423,058	0	325,892,935
II 指定正味財産増減の部					
受取補助金等	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	△ 4,292,000	0	0	0	△ 4,292,000
当期指定正味財産増減額	△ 4,292,000	0	0	0	△ 4,292,000
指定正味財産期首残高	39,240,278	0	0	0	39,240,278
指定正味財産期末残高	34,948,278	0	0	0	34,948,278
III 正味財産期末残高	116,625,322	130,792,833	113,423,058	0	360,841,213

のぼれる灯台参観者数

平成29年度から令和3年度の支所別過去5年間の参観者数は次のとおりです。
(燈光会事務局)

支所別・過去5カ年の参観者数推移(平成29年度～令和3年度)

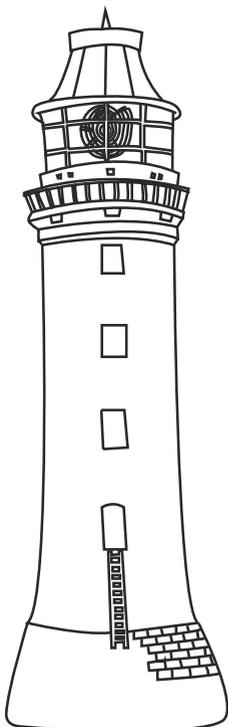
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
尻屋埼		10,152	9,423	9,172	0
入道埼	14,704	12,927	19,588	11,580	12,847
塩屋埼	30,457	29,380	28,302	17,873	14,830
犬吠埼	106,528	104,538	90,659	66,974	78,767
野島埼	76,084	62,387	52,977	38,649	44,500
観音埼	37,134	35,348	33,723	18,065	29,289
初島	26,191	24,193	20,764	7,801	10,110
御前埼	27,258	25,223	22,586	17,427	17,268
安乗埼	13,304	14,656	13,805	13,373	16,676
大王埼	41,063	32,118	29,418	23,040	21,816
潮岬	53,566	60,907	53,432	34,434	37,310
角島	101,904	98,349	92,171	45,756	40,678
出雲日御碕	66,367	59,728	65,818	34,743	40,527
都井岬	31,826	32,928	31,743	23,280	22,328
残波岬	69,833	29,172	69,393	19,539	19,753
平安名埼	36,007	45,589	40,919	15,088	13,590
計	732,226	677,595	674,721	396,794	420,289

※令和3年度も令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う参観休止が相次ぎ、特に、残波岬灯台及び平安名埼灯台においては、年間の参観日数が50%を下回る状況となった。

第19回

灯台フォーラム 2022

オンライン



灯台フォーラムは、海上安全における灯台の重要な役割を再確認しつつ、灯台を文化的、歴史的、美的観点から見つめ、新たな灯台の魅力を模索することを目的とした灯台ファンのための勉強会です！

新型コロナウイルス感染防止のため、今年も会場での開催は諦め、インターネット配信をします。

配信日：2022年6月11日（土）

時間：14時00分～15時30分ごろ

YouTube のライブ配信を行うので無料で視聴できます。

今年は土木技術者であり、博士（工学）のデミー博士にご登壇いただき、土木の視点から灯台についてお話をいただきます。

その他、「灯台ファンのための学び直し講座」として、スコットランドのステューブソンファミリーについても解説を行います。

視聴方法

YouTube でライブ配信を行います。視聴用 URL は6月1日以降「灯台どうだい？」のウェブサイトアップしますので、ご確認ください。

<https://toudaifreepaper.jimdofree.com/>

見逃した方も後日視聴が可能です。上記ウェブサイトの詳細をアップする予定です。

募集要項 2022

灯台絵画コンテスト2022



2021 国土交通大臣賞



2021 海上保安庁長官賞



2021 燈光会会長賞



2021 小学生低学年金賞



2021 小学生高学年金賞



2021 中学生金賞



テーマ
灯台のある
風景

応募資格 全国の小学生・中学生

応募締切 令和4年9月7日(水) (当日までに必着)

応募先

〒105-0003
東京都港区西新橋 1-14-9
西新橋ビル3F

公益社団法人 燈光会

TEL (03)3501-1054
FAX (03)3507-0727

応募方法

- 作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。
- サイズは、A3、B3、又はハツ切・四ツ切の画用紙とします。
- 画材は、絵の具（水彩）、クレヨン、パスเทล等消えにくい材料とし、鉛筆や木炭等は除きます。
- 作品の裏面に次の事項を記入してください。
 - ① 題名
 - ② 氏名（ふりがな）
 - ③ 性別
 - ④ 生年月日
 - ⑤ 学年
 - ⑥ 住所・電話番号
 - ⑦ 学校名とその所在地・電話番号（学校等でまとめて応募する場合は、担当者名）
 - ⑧ 連絡先メールアドレス

賞

- 国土交通大臣賞**
賞状及び副賞（図書カード）
全作品から1名
- 海上保安庁長官賞**
賞状及び副賞（図書カード）
全作品から1名
- 燈光会会長賞**
賞状及び副賞（図書カード）
全作品から1名
- 金賞**
賞状及び副賞（図書カード）
各部門から1名
- 銀賞**
賞状及び副賞（図書カード）
各部門から2名
- 銅賞**
賞状及び副賞（図書カード）
各部門から5名

発表

小学生低学年（1年～3年）・小学生高学年（4年～6年）・中学生の各部門別に審査の上、令和4年10月中旬、入選作品を決定し通知するとともに、当会ホームページにて発表いたします。国土交通大臣賞・海上保安庁長官賞・燈光会会長賞・各部門金賞の方は、東京において開催（令和4年11月1日(火)予定）する灯台記念日の式典に保護者同伴で招待し授賞式を行います。

応募上の注意事項

- ① 応募作品の製作にあたっては、新型コロナウイルス感染症への感染防止のため、3つの密（密閉、密集及び密接）を避けるなど感染対策の基本的事項を遵守して頂くとともに、過去における灯台のある風景写真やネット上の画像等も積極的に利用するなどの工夫をお願いします。
- ② 応募者は、応募の時点で本募集要項に記載の諸条件に同意したものとします。
- ③ 応募された作品は、応募を撤回された場合も含めて返却いたしません。
- ④ 応募作品の著作権・使用权は、(公社)燈光会に帰属し、応募者の承諾を得ることなく発表、展示、印刷及び頒布する権利を有するものとします。
- ⑤ 当会が実施する過去のコンテストにおいて入賞した作品及び当会以外が実施するコンテストに応募中の作品は、このコンテストに応募できません。



主催

公益社団法人 燈光会

後援

海上保安庁

昭和三十一年一月二十四日第三種郵便物認可
令和四年五月五日発行(隔月一回五日発行)

「燈光」

五月号 第六十七巻 第三号